

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小 坂 哲 也

条例第 4 1 号

(別紙)

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において
準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性
暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性
暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)
第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条にお
いて同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用
乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児
と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のあ
る環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実
確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の
必要な措置を講じなければならない。

第29条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」
を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保
育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心
理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による
大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修す
る学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者で
あって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等
以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関
する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う

業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型

事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるも

のをいう。)」を「前２項の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１３条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。